

第2章 市民が安全・安心に暮らせるまち

- 1 地震防災対策・体制の強化
- 2 風水害、土砂災害対策の充実
- 3 消防・救急・救助体制の充実
- 4 地域防犯体制の強化
- 5 交通安全対策の充実
- 6 消費生活対策の充実

市民・事業者・行政の責務

市民の責務

市民は、一人ひとりが、安全・安心に対する意識を高め、主体的に行動するとともに、地域コミュニティの中でお互いに助け合いながら活動します。

事業者の責務

事業者は、市民及び行政との連携のもと、安全・安心に暮らせる地域社会づくりに積極的に貢献します。

行政の責務

行政は、市民の安全・安心の暮らしを支えるための基盤整備、仕組みづくりの支援や情報提供など、市民・事業者が活動しやすい環境の整備に取り組みます。

みんなでめざそう値（目標指標）

指標名 （指標の定義）		現状値	中間目標 H25	最終目標 H30
民間住宅の耐震化の促進（島田市耐震改修促進計画による）		64.9%	75%	90%
跨線橋の耐震化率	東海道新幹線	100%	-	-
	東海道本線在来線	0%	80%	100%
雨水幹線の整備率（都市下水路含む）		47.8%	50%	51%
出火件数		41 件	35 件以下	35 件以下
心肺停止による医療機関搬送者の救命率 （1 か月後生存率） 全国平均 10.2% (H19)		4.8%	8%	10%
犯罪件数（刑法犯認知件数）		883 件	700 件	550 件
交通事故（人身事故）件数		857 件	831 件	806 件

2 - 1 地震防災対策・体制の強化

施策の目的

地震等の災害から市民の生命、身体及び財産等を保護するため、防災体制の充実を図るとともに、被害の軽減を目指します。

現状と課題

本市では、東海地震の切迫性が指摘される中、地震や風水害等の自然災害に備えるため、島田市地域防災計画に基づき防災体制の整備を図るとともに、防災通信機器をはじめとした各種資機材や備蓄食料等の整備を計画的に実施してきました。しかし、昭和 50～60 年代に整備した自主防災会の資機材が老朽化しているため、更新について県の補助制度の活用を図る中で検討していく必要があります。また、平成 20 年 10 月に「FM 島田」が開局したことから、災害時の市から市民への情報伝達手段については、大幅に改善されました。

課題としては、災害時に孤立することが予想される地区における、通信手段や救援が行われるまでの間の物資の確保などが挙げられます。

一方、自主防災会では、日頃から防災意識の啓発や防災知識の向上、地域防災力の強化育成等に努め、有事の際にはスムーズな対応が実施できるよう備えています。また、市指定の避難所ごとに毎年「避難所運営会議」を開催し、連携強化を図る中で、広域的な防災訓練を実施している地域もあります。

今後も引き続き、予想される東海地震に備えるため、防災訓練や啓発活動等を通じて市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、自主防災組織や防災関係機関との連携を密にした防災体制を図る必要があります。

建築物の耐震化については、県が実施するプロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）- 0」による木造住宅の耐震診断や耐震補強工事等の助成事業を推進するとともに、市の防災拠点地となる本庁舎や学校施設等の公共建築物についても耐震性能に係るリストを公表し、耐震性が劣る公共建築物については、計画的に耐震化に取り組んでいます。

また、安全確保や災害時の輸送路の確保のため、老朽化した橋りょうに対し予防的な修繕や計画的な架替えが求められており、鉄道上に架かる跨線橋については、耐震補強対策が必要です。

さらに、近年の不安定な国際情勢に鑑み、国内外における武力攻撃やテロ等の脅威から市民を保護するため、島田市国民保護計画を策定し、それらの事態に対応した危機管理体制を構築することも望まれます。

施策の方向

1 公共建築物の耐震化整備

公共建築物については、緊急性や利用状況等を考慮して、計画的な耐震化整備を図ります。

2 地域防災力の強化（重点プロジェクト関連）

防災教室等の開催により防災意識の啓発を行い、自主防災会と連携した防災訓練、防災資機材等の整備・充実を図ります。

また、島田市地域防災計画に基づき、災害時の防災拠点施設となる避難所に、必要な資機材や備蓄品等の配備を行います。

避難所運営会議においても、マニュアルづくりや訓練等を通して、避難所のあり方を検証します。

また、自主防災活動の活性化のため、専門知識を身に付けた市民からなる防災指導員の育成などの人づくりに努めます。

3 F M島田の活用

災害時の防災情報だけでなく、平常時の啓発情報についても、F M島田のより効果的な活用を図ります。

4 防災無線システムの再構築

伊久身地域や川根地域などの中山間地域を含めた、効率的な通信手段の検討と併せ、防災無線や衛星携帯電話などの通信機器の整備・充実を図ります。

5 民間住宅の耐震化促進

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化の促進を図るとともに、道路沿いの危険なブロック塀等の撤去など災害に強いまちづくりを進めます。

6 橋りょう安全対策の推進

市道に架設された橋りょうについて長寿命化計画を策定し、計画的な整備を図ります。また、鉄道上に架かる跨線橋について、耐震補強対策を図ります。

7 島田市国民保護計画の推進

島田市国民保護計画に基づき、市民の理解と協力を得ながら関係機関と連携協力して、市民の避難や救援、被害の最小化などに努めます。

協働のまちづくり

大規模災害に対する防災対策は、市や県、国といった行政機関だけでは対応が困難なため、電力会社、ガス会社など民間企業だけでなく、特に市民が組織する自主防災会の協力を得て、市民総参加の「防災のまちづくり」を目指し、防災事業を推進します。

2 - 2 風水害、土砂災害対策の充実

施策の目的

台風、豪雨による風水害の防除と土砂崩壊の発生を防止し、被害の軽減を目指します。

林地の荒廃による倒木、土石流の未然防止と復旧により森林の保全を図り、土砂災害による被害の軽減を目指します。

現状と課題

市域の河川は、大井川水系、栃山水系、湯日川水系、菊川水系に大別されます。主要な河川については、概ね計画的な改修が進められてきていますが、中小河川、雨水幹線については、未改修、未整備箇所が多く、台風、豪雨時の増水によるいっ水、破堤、内水はん濫等が危惧されます。

また、近年、頻発化傾向にある集中豪雨等により、地形的な要因などから浸水被害が多発している地域があります。こうした地域において、浸水被害を軽減するためには、河川の改修や整備だけでなく、水防体制の整備、適正な土地利用の誘導、森林の保全などの総合的な流域対策に、関係機関が一体となって取り組んでいくことが必要です。

また、市域の大半を山地が占めていますが、地域によっては、もろくて崩壊しやすい危険箇所があります。

こうした箇所での台風・集中豪雨などによる土砂災害に対応するために、県と連携して土砂災害防止施設の整備事業等を促進するとともに、住民への危険箇所についての情報提供とその周知徹底や安全な場所への早期避難が円滑に行われる体制づくりに取り組む必要があります。また、林地や林地内溪流の荒廃により発生する倒木や土石流を未然に防止し、荒廃した箇所の復旧を図るために、県と連携して実施している治山事業については、森林の保全と集落の土砂災害からの安全確保の観点から、今後とも推進していく必要があります。

施策の方向

1 異常気象時防災体制の確立

初期水防について島田・金谷・川根地域の各担当制によりの確に対応し、異常気象の発令時から俊敏な連絡体制を整え、初期の風水害の防除、その被害を軽減します。

2 風水害対策の推進

河川のはん濫、市街地のいっ水による浸水被害解消のため、主要河川の改修、中小河川及び水路の整備を進め、安全・安心に暮らせる河川環境の整備に努めます。

災害時の被害拡大を防ぐため、洪水ハザードマップを活用した市民への情報提供や具体的な水防訓練の実施により、風水害に備える防災意識の向上に努めます。

3 土砂崩壊防止対策の推進

土砂災害から身を守る安全な地域づくりを目指し、集落地における砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進します。

また、非常時の早期避難に備え、土砂災害ハザードマップを活用して、危険箇所情報を市民に周知していくとともに、土砂災害に対する防災訓練を住民参加により実施し、災害時の被害の拡大を防止し、防災意識の向上に努めます。

4 公共治山事業の推進

集落の安全確保のため、林地や林地内溪流の荒廃により発生する倒木や土石流を未然に防止するとともに、荒廃した箇所の復旧工事を施し、森林を保全します。

協働のまちづくり

水防訓練や土砂災害防災訓練等を住民参加で実施するなど、災害に備える体制づくりに取り組み、市民との協働による災害に強いまちづくりを目指します。

2 - 3 消防・救急・救助体制の充実

施策の目的

市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するため、その発生の防止に努め、被害の軽減を目指します。

現状と課題

平成 19 年の火災概要は、出火件数 35 件、損害額 143,901 千円、死者 3 人、負傷者 3 人となり、このうち建物火災は、出火件数 23 件、損害額 87,609 千円となっています。また、救急出動件数は 4,032 件で、主な出動種別として急病 2,575 件、一般負傷 579 件、交通事故 426 件となり、傷病者数は 3,667 人、このうち心肺停止による医療機関搬送者数は 116 人となっています。

市民の安全・安心を守るため、多様化する災害への迅速な対応や地域に密着した消防・救急・救助体制など消防力の充実強化が必要です。

本市では、消防大学・消防学校等の教育研修に消防職員を派遣してその資質向上を図り、救命率の向上を目的とした応急手当の普及、火災予防に対する啓蒙指導や近代化する消防車両・資機材等に対応した更新整備を行い、消防体制の適正化を図っています。救急体制では、高規格救急自動車が 6 台配備され、うち 4 台に救急救命士 15 人（平成 20 年 7 月現在）が搭乗する体制が整備されていますが、気管挿管や薬剤投与など高度化が進む中で、全ての救急車に救急救命士が搭乗できるよう今後も人材育成が必要です。

国が示す平成 24 年度までの消防広域化や消防救急無線のデジタル化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、高額経費を要する通信指令設備や消防特殊車両の更新は、効率的に、かつ、市民サービスの低下を招かないよう配慮して整備する必要があります。

消防団は、定数 955 人に対して実数 856 人（平成 20 年 4 月現在）となっており、年々減少傾向を示す中、団員確保に苦慮しています。特に山間地では、団員が不在となることが多く、火災対応に課題があり、女性消防団員や勤務地団員などの採用を推進する必要があります。

施策の方向

- 1 消防組織体制の整備（重点プロジェクト関連）

市民の安全・安心を守る拠点として、初動体制の強化、現場要員の増強や救急・予防要員の専従化など組織体制の整備・充実を図ります。
- 2 消防の広域化
消防力の強化による市民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化のため、広域化対象市町による広域消防運営計画を作成し、消防広域化の実現を目指します。
- 3 消防救急無線のデジタル化
消防救急無線は、電波法の審査基準が現行のアナログ方式からデジタル方式に移行するため、消防広域化と併せてデジタル化を目指します。
- 4 消防設備の整備
消防ポンプ自動車、高規格救急自動車や救助工作車など、高度な特殊車両の充実・強化を図ります。
- 5 救急救命士など専門職の育成
救急救命士や査察・違反処理専門職員などの育成に努めます。
- 6 応急手当の普及
救急車が到着するまでの応急手当は、緊急を要する救命処置が救命率を高める重要な要素となるため、多くの市民に普及して救命率の向上を目指します。
- 7 火災予防の啓発
災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、火災予防に対する啓発活動を行い、発生件数、損害額等の軽減に努めます。
- 8 消防団員の確保
一般の消防団員のほか、女性消防団員や勤務地団員などの確保を図るため、市民が入団しやすい、多様な消防団活動を目指します。
また、市の広報誌、FM島田などで消防団活動を積極的に広報することにより、活動内容について一層の理解を得るよう努めます。

9 消防団機能の強化（重点プロジェクト関連）

地域に応じた適切な資機材の配備を行うとともに、消防学校等での研修、操法大会の練習、非常招集訓練などの充実を図ることにより、団員の技能向上と併せて団機能の強化を目指します。

協働のまちづくり

消防団や自主防災組織の機能を強化するとともに、火災予防の啓発や応急手当の普及について住民と連携して取り組みます。

2 - 4 地域防犯体制の強化

施策の目的

市民一人ひとりが、そして地域・関係機関が一体となった防犯まちづくりを推進し、犯罪のない地域社会を目指します。

現状と課題

本市では、犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指し、防犯対策への意識啓発や防犯リーダー育成のため、防犯まちづくり講座を実施しています。

また、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という防犯意識のもと、複数の自治会などで組織する地区安全会議や地域防犯団体により、警察や防犯関係機関などと連携を密にした自主的な防犯パトロール活動などが行われており、平成 15 年度以降、市内の刑法犯件数は減少傾向にあります。

しかし、近年、電話や郵便などを悪用した振り込め詐欺が大きな社会問題になっています。また、空き巣や自転車盗など身近な犯罪が依然として多く報告されています。

このため、引き続き、自己防衛のための意識啓発講座の開催や公園、神社仏閣、空家などの防犯パトロール、防犯灯設置などによる犯罪危険箇所の改善等を促進するとともに、地域や学校、警察との連携を強化して犯罪情報の迅速な提供と共有化を図るなど、地域防犯の中心となるリーダーの育成、防犯組織の設立を支援する必要があります。

施策の方向

1 犯罪情報の共有化

犯罪の未然防止のため、警察等の関係機関と連携を密にし、インターネットメールやFM放送なども活用し犯罪情報を共有する体制を整備します。

2 防犯組織の育成強化（重点プロジェクト関連）

「自分たちのまち（地域）は、自分たちで守る」という防犯意識のもとに、地域で活動する地域防犯団体の育成、強化を促進します。

3 地域防犯を担う人材の育成

広報活動や防犯教室の開催により、防犯意識の高揚、地域の防犯を担う人材の育成を図ります。

協働のまちづくり

自治会や地区安全会議などの地域防犯団体が中心となり、警察や学校などの関係機関と連携を図り、地域の防犯パトロールなどに地域ぐるみで取り組む犯罪のないまちづくりを目指します。

2 - 5 交通安全対策の充実

施策の目的

地域・学校・関係団体の連携を強化し、交通事故から市民の生命及び財産を守ることを目指します。

現状と課題

本市の過去 10 年間の交通事故は、死者数こそ減少傾向にあるものの、事故件数、負傷者数はともに、増加傾向にあるといえます。

平成 19 年に限ると、市内で発生した人身事故の件数は 857 件で、前年比では減少となりましたが、高齢化社会を迎え、高齢者の免許保持者数の増加などにより、65 歳以上の高齢者に関する事故の件数は増加しています。

こうした状況の下、本市では交通安全対策協議会を組織し、島田警察署、交通安全協会、交通指導員会などの各種団体が連携して、交通安全意識の普及啓発、広報等による交通事故の抑止活動に取り組んでいます。

特に、毎年度重点地区を指定し、自治会、老人クラブなどの協力により高齢者を対象とした「交通安全教室」を積極的に開催しており、児童を対象に、「新入学児童への通学バック贈呈」、「新入学児童通学指導」や「交通リーダーと語る会」等を通じて、啓発及び教育の機会を設けています。

さらに、管轄する市道の道路管理者として、交通事故発生防止のため、歩道の整備、道路照明灯やカーブミラーの設置など、交通安全施設の整備に取り組んでいます。

また、JR 各駅の周辺においては、放置自転車の指導、整理、撤去に努めています。島田駅及び金谷駅周辺では、自転車の撤去台数は減少傾向にありますが、六合駅周辺では増加傾向にあります。

また、島田駅南口開設事業に伴って整備する駅南口の自転車等駐車を、平成 21 年 4 月から駅北口の自転車等駐車場と合わせて運営します。

施策の方向

1 交通安全運動の推進と意識の向上

四季の交通安全運動を中心に、交通安全意識の普及啓発、広報等による抑止活動を積極的に展開します。

特に、飲酒運転の根絶に努めるとともに、子どもを交通事故から守り、増加傾向にある高齢者の事故防止を図るため、積極的に啓発活動を実施します。

2 交通危険箇所の改善

交通事故の発生状況や自治会等からの要望に基づき、事故防止のための交差点改良を進めるとともに、カーブミラーや信号機など交通安全施設の計画的な整備を進めます。また、歩行者等の安全を確保するために、「あんしん歩行エリア」を指定し、既存の歩道や交通安全施設の整備を推進します。

3 自転車放置の防止

駅周辺の歩道等の通行の妨げとなる自転車の放置を防止するため、啓発活動に努めます。

また、島田駅南口開設事業、中央第三地区土地区画整理事業の完了に伴い、放置自転車防止区域の見直しを検討します。

協働のまちづくり

子どもと高齢者の事故防止を重点に、交通安全協会、学校、自治会、老人クラブ等の団体等が連携し、交通安全活動を推進します。

2 - 6 消費生活対策の充実

施策の目的

市民が安心して消費生活が送れる地域社会の実現を目指します。

現状と課題

本市では、消費生活の安全と向上を図り消費者の利益を擁護するため、消費生活相談や消費者被害を未然に防止するための講座を実施するとともに、消費者活動団体の支援を行うなど、消費者基本法に基づいた取組を計画的、継続的に実施しています。

さらに、毎年秋には、市民活動団体が中心となり、環境、交通、防災などの関係団体とともに、消費生活展を開催しています。

また、消費者行政の向上を図るため、消費生活モニターによる意見、要望等を市政に反映するよう努めています。

近年、消費者を取り巻く環境が急速に変化しており、消費生活問題も複雑多岐にわたっています。商品やサービスの多様化、とりわけ販売方法や契約方法の多様化に伴い、消費者問題が深刻化しているため、消費生活相談や消費者啓発など、消費者行政の重要性が高まっています。特に、高齢者や若年者がトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、消費生活相談の内容も複雑化しています。

今後とも、消費者自身による自主的、合理的な消費生活を実現するため、消費生活に係る基礎的な知識の習得を促すとともに、行政による消費者保護のための相談、指導体制の充実を図っていくことが求められます。

また、国が消費者庁の設置に向けた取組を進めていることから、関係機関と連携をとり、消費者行政の一層の推進を図ります。

施策の方向

1 消費者意識の啓発と高揚

関係機関と連携をとり、消費生活に関する情報収集体制の充実を図るとともに、広報誌やFM島田、ホームページなどにより情報を的確に提供し、消費生活意識の啓発と高揚に努めます。

2 消費生活相談体制の充実

複雑化、専門化する消費生活に関する相談に対応するよう相談・指導体制の充実を図ります。

特に高齢者を悪徳商法などから守るため、消費生活講座の充実を図るほか、高度化、専門化する消費者トラブルに対応するため、相談員の研修の充実に努めます。

協働のまちづくり

高齢者を悪徳商法から守るためには、家族だけでなく、民生委員や自治会、隣近所の住民などが、日頃から高齢者の生活を見守ることが大切なため、地域ぐるみの見守り活動の推進に努めます。